

## 令和3年度 事業計画

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大により、あらゆるもののが在り方や考え方を見直され、価値観や生活様式が全世界的に一変した。我が国においても、規模にかかわらず、多くの企業が未曾有の危機に直面し、依然として確固たる未来を見通すことができない不安定な状況が続いている。令和3年度においても、新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社会保険労務士（以下「社労士」という。）業務のあり方を模索するとともに、全国社会保険労務士会連合会及び関係団体等と連携を図りながら企業存続と雇用維持に向けた事業を展開する。

特に働き方改革関連法が順次施行されており、雇用形態にかかわらない公平な待遇の確保、同一労働同一賃金への対応など、企業への労務管理の支援を行う。

また、デジタル化推進に関する事業として、会員へ電子申請等の利用を推進する。

今年度は、中小企業の事業活動や国民の生活を維持していく支援を行い、より一層社会保険労務士の必要性を高めるとともに、社会保険労務士制度のさらなる発展を遂げるため、以下の事業を実施する。

### 1 社労士制度推進に関する事業

社労士制度の推進に向けては、社労士として国民生活に貢献するとともに、制度の発展と周知を図るため以下の事業を実施する。

- (1) 社労士制度推進月間に社労士会セミナーをオンラインもしくは対面で開催
- (2) 全支部一斉の無料相談会の開催  
労働問題・年金及び働き方改革等に関する相談会
- (3) 「社労士会労働紛争解決センター大分」 設立の検討
- (4) 電子申請をする会員の拡大

### 2 資質向上への取組に関する事業

働き方改革関連法についての取組みや労働環境を取りまく社会の変化とニーズに対応するため、以下の各種研修等を実施する。

- (1) 「働き方改革」及びその他の関係法令の改正等に対応するための各種研修
- (2) 新入会員を対象とした宿泊研修
- (3) 倫理研修（登録年度毎に受講者を指定して実施）
- (4) 九州・沖縄地域協議会の実施する研修への参加の奨励及び助成

### 3 広報に関する事業

社労士制度の広報、周知のため以下の事業を実施する。

- (1) 2回の会報発行
- (2) 労働保険年度更新・社会保険算定基礎届の時期に合せ、新聞に社労士制度の広告を掲載
- (3) 社労士制度の広報のため、ホームページの充実（リニューアル）、管理及び更新
- (4) 日本政策金融公庫との連携によるセミナーを通じての社労士制度の広報
- (5) 開業会員名簿を作成し、行政機関等への配布、窓口への配置

### 4 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため以下の事業を実施する。

- (1) 学生、生徒へ社会人としての心構え等について伝える出前授業
- (2) 大分県専門士業による合同無料相談会への参加
- (3) 労働相談所・年金相談センターの運営  
(大分市、別府市、杵築市、国東市、中津市、日田市)
- (4) 成年後見へ取組む会員の拡大のための情報提供

### 5 行政機関等との連携、協力に関する事業

行政機関等からの依頼及び要請に協力するとともに、社労士が円滑に業務遂行できるための連絡会議等の開催に取組み以下の事業を実施する。

- (1) 年金事務所の窓口等における年金相談事業
- (2) 令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
- (3) 令和3年度医療労務管理支援事業
- (4) 各行政機関等との緊密な連携及び各行政機関等が取組む事業への協力

### 6 連合会への協力事業

連合会が行う事業のうち以下の事業を実施する。

- (1) 「街角の年金相談センター中津（オフィス）」の運営
- (2) 会員の登録業務
- (3) 連合会から配信される連合会及び関係各機関からの周知文書等の配信
- (4) 社労士試験の取次業務

### 7 会員の福利厚生事業

会員間の親睦を図るため、以下の事業を実施する。

- (1) スポーツに取組む会員の交流及び、他士業又は他県会との交流
- (2) 会員間の親睦のための行事を計画
- (3) 年始に賀詞交歓会を開催

## 8 その他の事業

その他以下の事業を実施する。

- (1) 災害等が発生した場合の被災地に対する迅速な支援
- (2) 小規模企業共済に関する取次業務
- (3) 諸帳票の頒布